

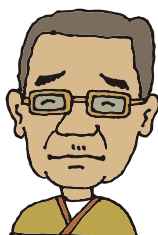
## 事業承継対策をしないとどうなるのですか？

事業承継対策をしないと、様々な理由で経営が不安定になり、事業の継続が困難となってしまいます。代表的なケースを紹介します。

### 【ケース1】 高齢の会長が実権を握り、社長への経営委譲が進まないケース



**A:**  
X社の創業者で、現在は会長職。85歳。過半数の株式を有し、会長となった今でも経営の最終決定を行っている。



**B:**  
Aの長男で、現在は社長職。60歳。社長就任後10年程度経過したが、株式保有比率は10%程度。経営権を委譲して欲しいと常々思っているが、なかなか言い出せずにいる。

- ある日、Bは意を決してメインバンクを訪れ、Aが保有する株式の計画的移転を促すための説明を依頼。ところが、逆にAは、Bとの経営方針対立等を理由に、会社売却の意向を示すという事態に陥ってしまった。

#### ポイント

- ・ 中小企業経営者が、長男を社長にしたにも関わらず、なかなか経営権を委譲しなかった事例。
- ・ 経営権の委譲は現経営者が行うべき。後継者から経営権の委譲について言い出すのは困難であり、言い出すことで、逆にトラブルが大きくなる場合もある。

### 【ケース2】 事業承継の準備をしないまま経営者の判断能力が低下したケース



**C:**  
食品製造・販売業Y社の創業者。数年前から健康を害し、Dに代表権を委ねた。株式の80%以上及び多くの不動産を保有。



**D:**  
Cの弟で、現在はY社の代表取締役。15年程前に立ち上げた健康食品部門を、Y社の中心事業に成長させた功労者。銀行から多額の融資を受けて設備投資を行い、業績を拡大。

- 数年前からCは判断能力が低下。Dも体調を崩し事業の一線から退きたいと考えているが、親族内に適当な後継者候補はいない。
- 近年ではY社の業績は悪化。一方、Dが融資を受ける際に連帯保証人となっていたCは、連帯保証債務が個人資産を上回る状態となっており、相続が発生すればCの相続人に多額の債務が残る恐れがある。事業承継どころか、事業の継続すら危ぶまれる状況。

#### ポイント

- ・ 創業者が、事業承継に関して何の対策も行わなかったため、事業の継続すら危ぶまれる事態に陥った例。